

株 主 各 位

大阪市阿倍野区長池町22番22号

シャープ株式会社

取締役社長 片山 幹雄

第115期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第115期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席
くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により
議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、
平成21年6月22日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますよう
お願い申し上げます。

【書面の郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限
までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社が指定するインターネットウェブサイト（<http://www.it-soukai.com/>）に
アクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」
及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、上記の行使期限までに
議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットにより議決権を行使いただくに際しましては、58頁から59頁の
「インターネットによる議決権行使について」をご確認くださいますようお願い
申し上げます。

なお、当社は、株式会社ＩＣＪ（株式会社東京証券取引所等により設立された
合弁会社）が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加
しております。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区中之島5丁目3番51号
グランキューブ大阪（大阪府立国際会議場）メインホール
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第115期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第115期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役11名選任の件
- 第4号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）継続の件

4. 議決権の行使について

- (1) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等による方法で複数回数、又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使といたします。

以 上

当日ご出席の方は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社のインターネットウェブサイト(http://www.sharp.co.jp/corporate/ir/event/shareholder_meeting/)に掲載させていただきます。

事業報告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融市場の混乱、急激な円高の進行や株式市場の下落、個人消費や設備投資の低迷などにより、企業収益が大幅に落ち込み、景気の悪化が急速に進みました。また海外においても、欧米諸国の景気後退に加え、新興国の景気減速感もあり、世界同時不況の様相を一段と深めました。

こうした中、当社グループでは新たなライフスタイルを提案するオンリーワン商品の創出と、これを支える高付加価値デバイスの開発強化に加え、在庫管理の徹底、設計V Eの推進、戦略的部材調達や全社に亘る総経費削減活動を展開するとともに、液晶工場の再編を含めた事業構造改革にも着手しました。

エレクトロニクス機器では、液晶カラーテレビの一層の競争力強化をめざし、ブルーレイディスクレコーダー内蔵液晶テレビなど、他社との差別化商品の投入を図りました。携帯電話では、国内で特長商品の市場投入による新規需要の開拓を図る一方、中国市場で本格的な販売を開始しました。また、21世紀型健康・環境商品として、「プラズマクラスター技術」「ウォーターヒート技術」「LED照明技術」を搭載した新商品を発表し、販売拡大を図りました。

一方、電子部品等では、中小型液晶パネルを生産する三重第1工場や天理工場の一部ラインを閉鎖し、生産品目やパネルサイズの最適化を推進しました。テレビ用大型液晶パネルについては、高い競争力を持つ亀山第2工場に生産を集約するとともに、堺の液晶パネル新工場では本年10月からの稼働開始に向けた準備を進めました。太陽電池については、葛城工場で薄膜太陽電池新ラインの稼働を開始するとともに、イタリアの電力・エネルギー企業であるエネル社との薄膜太陽電池の生産及び太陽光発電事業に関する戦略的協業や、関西電力株式会社との堺市臨海部におけるメガソーラー発電計画の共同推進など国内外有力企業とのアライアンスにも積極的に取り組みました。

しかしながら、当連結会計年度の業績は、消費の低迷や円高、そして価格競争激化と流通在庫の圧縮に伴う収益悪化の影響を受け、売上高は2兆8,472億円、営業損失が554億円、経常損失が824億円となりました。

また、特別利益としてシャープファイナンス株式会社の株式譲渡による関係会社株式売却益185億円などを計上しましたが、特別損失として、投資有価証券評価損498億円や会計基準改定に伴うたな卸資産評価損76億円、液晶工場再編等に伴う事業構造改革費用584億円、並びに独禁法関連損失120億円などを計上しました。この結果、当期純損失は1,258億円となりました。

各部門別の状況は、概ね次のとおりです。

エレクトロニクス機器

A V ・通信機器部門では、液晶カラーテレビが、販売台数は伸びたものの大幅な価格下落と為替の影響により販売金額が減少し、また携帯電話が国内市場の低迷に伴い、前期から大幅に減少したことなどから、売上高は、前年度比18.6%減の1兆3,222億円となりました。

健康・環境機器部門では、空気清浄機や掃除機が伸長しましたが、エアコンや電子レンジなどの減少により、売上高は、前年度比9.8%減の2,252億円となりました。

情報機器部門では、複写機やファクシミリなどの販売が減少し、売上高は、前年度比14.4%減の3,514億円となりました。

電子部品等

液晶部門では、大幅な価格下落により、テレビ用大型液晶パネルや、携帯電話向けを中心とした中小型液晶パネルの販売が減少し、売上高は前年度比16.0%減の5,738億円となりました。

太陽電池部門では、国内を中心に伸長し、売上高は、前年度比4.0%増の1,570億円となりました。

その他電子デバイス部門では、携帯電話市場減速等の影響により、C C D ・ C M O S イメージャなどの電子部品の販売が減少し、売上高は、前年度比27.1%減の2,173億円となりました。

(部門別売上高)

| 部 門 | 金 額 | 構 成 比 | 前年度比 |
|---------------|-----------|--------|--------|
| A V ・ 通 信 機 器 | 13,222 億円 | 46.4 % | 81.4 % |
| 健 康 ・ 環 境 機 器 | 2,252 | 7.9 | 90.2 |
| 情 報 機 器 | 3,514 | 12.4 | 85.6 |
| エレクトロニクス機器 | 18,989 | 66.7 | 83.1 |
| 液 晶 | 5,738 | 20.2 | 84.0 |
| 太 陽 電 池 | 1,570 | 5.5 | 104.0 |
| その他電子デバイス | 2,173 | 7.6 | 72.9 |
| 電 子 部 品 等 | 9,482 | 33.3 | 83.7 |
| 合 計 | 28,472 | 100.0 | 83.3 |

- (注) 1. 記載金額は、外部顧客に対する売上高であり、億円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当連結会計年度から部門別区分を、従来のA V ・通信機器、電化機器、情報機器、L S I、液晶、その他電子部品等から、上記のとおり変更しております。また、A V ・通信機器と情報機器の間で、含まれる製品を一部見直しております。なお、これに伴い前年度比についても前年度の売上高を変更後の部門別区分により組替えて算出しております。
 3. その他電子デバイス部門には、エレクトロニクス機器及び電子部品以外の事業の売上高を含んでおります。

(2) 設備投資の状況

大型液晶パネルの競争力強化と収益改善に向けた亀山第2工場の生産ライン増強や、大阪府堺市に稼働予定の液晶パネル新工場の建設を進めるとともに、太陽電池部門では、薄膜太陽電池事業拡大のため、葛城工場の新ライン展開や堺の薄膜太陽電池新工場の建設などを推進し、総額で2,603億円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

国内無担保普通社債の発行により、平成21年3月に500億円の調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しであります。世界経済の悪化が続く中、各国政府による景気対策が実施され、株式市場の底打ち感など、景気回復に向けた好材料が見られるものの、依然として予断を許さない先行き不透明な状況が続くものと思われま

す。こうした中、当社グループでは、液晶工場の再編、重点事業分野へのシフトによる人員体制の見直し、さらには総経費削減などの「緊急業績改善対策」に加え、太陽電池の前半工程現地化の展開などにより、収益力の向上とキャッシュ・フローの改善を図る「新たなビジネスモデルの導入」を推進し、企業価値の増大に努めてまいります。

エレクトロニクス機器では、液晶カラーテレビの競争力強化をめざし、部材の現地調達の拡大による為替リスクの低減や海外生産拠点におけるオペレーションの一層の効率化を図るとともに、独自技術や特長デバイスの開発により、さらなる低消費電力、高表示性能の新商品開発に取り組んでまいります。携帯電話については、国内で市場ニーズをとらえた高付加価値端末を積極投入し、一段とシェアを拡大するとともに、中国では、高付加価値端末に加え、普及価格帯の端末を投入し、販売の拡大を進めてまいります。

電子部品等では、かねてから稼働に向け準備してきた堺の液晶パネル新工場の操業を本年10月から開始いたします。本工場では、世界最先端の商品開発力と生産技術力を結集し、液晶パネルの一層の性能向上とコスト競争力強化を図ってまいります。また太陽電池では、イタリアのエネル社との協業を推し進め、前半工程の現地化をはじめ、部材の調達から、生産、販売といった一連のバリューチェーンを消費地域内で完結させる「地産地消」の事業展開をめざします。

また、経営の透明性と監督機能を高めるため、新たに社外取締役を導入し、コーポレート・ガバナンス体制をさらに強化するとともに、地球環境保全への貢献やコンプライアンス経営の実践などグループあげてCSR活動の拡充に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 年 度 | | | |
|------------------------------|---|---|---|---|
| | 平成17年度 (第112期) (平成17年4月1日 ~平成18年3月31日) | 平成18年度 (第113期) (平成18年4月1日 ~平成19年3月31日) | 平成19年度 (第114期) (平成19年4月1日 ~平成20年3月31日) | 平成20年度 (第115期) (平成20年4月1日 ~平成21年3月31日) |
| 売 上 高(百万円) | 2,797,109 | 3,127,771 | 3,417,736 | 2,847,227 |
| 経常利益又は 経常損失() (百万円) | 150,852 | 170,584 | 168,399 | 82,431 |
| 当期純利益又は 当期純損失() (百万円) | 88,671 | 101,717 | 101,922 | 125,815 |
| 1株当たり当期純利益 又は当期純損失() (円) | 80.85 | 93.25 | 93.17 | 114.33 |
| 総 資 産 (百万円) | 2,560,299 | 2,968,810 | 3,073,207 | 2,688,721 |
| 純 資 産 (百万円) | 1,098,910 | 1,192,205 | 1,241,868 | 1,048,447 |
| 1株当たり純資産額(円) | 1,006.91 | 1,084.76 | 1,119.09 | 944.24 |

(注)平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 年 度 | | | |
|------------------------------|---|---|---|---|
| | 平成17年度 (第112期) (平成17年4月1日 ~平成18年3月31日) | 平成18年度 (第113期) (平成18年4月1日 ~平成19年3月31日) | 平成19年度 (第114期) (平成19年4月1日 ~平成20年3月31日) | 平成20年度 (第115期) (平成20年4月1日 ~平成21年3月31日) |
| 売 上 高(百万円) | 2,283,109 | 2,595,470 | 2,768,797 | 2,254,395 |
| 経常利益又は 経常損失() (百万円) | 137,114 | 147,144 | 116,262 | 109,008 |
| 当期純利益又は 当期純損失() (百万円) | 83,954 | 92,808 | 80,737 | 131,524 |
| 1株当たり当期純利益 又は当期純損失() (円) | 76.52 | 85.08 | 73.80 | 119.51 |
| 総 資 産 (百万円) | 2,110,839 | 2,418,592 | 2,515,177 | 2,381,729 |
| 純 資 産 (百万円) | 1,049,434 | 1,111,694 | 1,159,112 | 985,550 |
| 1株当たり純資産額(円) | 961.55 | 1,019.26 | 1,053.23 | 895.56 |

(注)平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(6) 主要な事業内容 (平成21年3月31日現在)

当社グループは、電気通信機器・電気機器及び電子応用機器全般並びに電子部品の製造・販売を主な事業としており、部門別の主要製品は、次のとおりであります。

なお、エレクトロニクス機器及び電子部品以外の事業については、「(1)事業の経過及びその成果」では「その他電子デバイス」部門に含めております。

| 部 門 | | 主 要 製 品 |
|--|----------------------|---|
| エ レ ク ト ロ ニ ク ス 機 器 | A V ・ 通 信 機 器 | 液晶カラーテレビ、カラーテレビ、プロジェクター、DVDレコーダー、DVDプレーヤー、ブルーレイディスクレコーダー、ブルーレイディスクプレーヤー、モバイルコミュニケーション端末、携帯電話機、PHS電話機等 |
| | 健 康 ・ 環 境 機 器 | 冷蔵庫、過熱水蒸気オープン、電子レンジ、エアコン、洗濯機、掃除機、空気清浄機、除湿機、加湿機、電気暖房機器、小型調理機器、プラズマクラスターイオン発生機、LED照明機器、ソーラー・LED照明灯等 |
| | 情 報 機 器 | パーソナルコンピュータ、電子辞書、電卓、ファクシミリ、電話機、POSシステム機器、ハンディターミナル機器、電子レジスタ、液晶カラーモニター、インフォメーションディスプレイ、デジタル複合機、各種オプション・消耗品、各種ソフトウェア、FA機器、洗浄機等 |
| 電 子 部 品 | 液 晶 | TFT液晶ディスプレイモジュール、デューティー液晶ディスプレイモジュール、システム液晶ディスプレイモジュール等 |
| | 太 陽 電 池 | 結晶太陽電池、薄膜太陽電池等 |
| | そ の 他 電 子 デ バ イ ス | CCD・CMOSイメージャ、液晶用LSI、マイコン、フラッシュメモリ、複合メモリ、アナログIC、衛星放送用部品、地上波デジタルチューナ、高周波モジュール、ネットワーク部品、半導体レーザ、LED、光ピックアップ、光センサ、光通信用部品、レギュレータ、スイッチング電源等 |

このほか、金型の製造販売及び空調・電気設備工事事業等を行っております。

(7) 主要な営業所及び工場 (平成21年 3月31日現在)

当 社

| | |
|---------|---|
| 本 社 | 本社 (大阪市阿倍野区) |
| 支 社 | 東京支社 (千葉市美浜区) |
| 研究・開発拠点 | 研究開発本部 (奈良県天理市) 生産技術開発推進本部 (奈良県天理市) ソーラーシステム開発本部 (奈良県葛城市) |
| 生 産 拠 点 | 〔 A V ・ 通 信 機 器 部 門 〕 栃木工場 (栃木県矢板市) 亀山工場 (三重県亀山市) 広島工場 (広島県東広島市) 〔 健 康 ・ 環 境 機 器 部 門 〕 八尾工場 (大阪府八尾市) 〔 情 報 機 器 部 門 〕 奈良工場 (奈良県大和郡山市) 〔 液 晶 部 門 〕 三重工場 (三重県多気町) 亀山工場、天理工場 (奈良県天理市) 奈良工場 〔 太 陽 電 池 部 門 〕 葛城工場 (奈良県葛城市) 〔 その他電子デバイス部門 〕 天理工場、奈良工場、葛城工場、福山工場 (広島県福山市) 三原工場 (広島県三原市) |

子会社

| | |
|-----|---|
| 国 内 | シャープエレクトロニクスマーケティング株 (大阪市阿倍野区) シャープシステムプロダクト(株) (千葉市美浜区) シャープマニファクチャリングシステム(株) (大阪府八尾市) シャープエンジニアリング株 (大阪市平野区) シャープドキュメントシステム(株) (千葉市美浜区) シャープアメニティシステム(株) (大阪市平野区) |
| 海 外 | シャープ・エレクトロニクス・コーポレーション(アメリカ) シャープ・エレクトロニクス(ヨーロッパ)ゲー・エム・ベー・ハー(ドイツ) シャープ・エレクトロニクス(ユーケー)リミテッド(イギリス) シャープ・アプライアンス(タイランド)リミテッド(タイ) 夏普弁公設備(常熟)有限公司(中国) 無錫夏普電子元器件有限公司(中国) 南京夏普電子有限公司(中国) |

(8) 使用人の状況 (平成21年3月31日現在)

企業集団の使用人の状況

| 区 分 | 使用人の数 | 前年度末比増減 |
|-----|----------|---------|
| 国 内 | 29,728 名 | 減 226 名 |
| 海 外 | 24,416 | 増 662 |
| 合 計 | 54,144 | 増 436 |

当社の使用人の状況

| 使用人の数 | 前年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|----------|---------|--------|--------|
| 22,825 名 | 増 151 名 | 41.4 歳 | 19.9 年 |

(9) 主要な借入先及び借入額 (平成21年3月31日現在)

国 内

| 借 入 先 | 借入金残高 |
|-----------------|-----------------------|
| 日本生命保険相互会社 | 21,500 ^{百万円} |
| 明治安田生命保険相互会社 | 12,500 |
| 住友生命保険相互会社 | 10,000 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 9,500 |
| 第一生命保険相互会社 | 8,500 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 8,000 |

海 外

| 借 入 先 | 借入金残高 |
|-----------------|-----------------------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 40,980 ^{百万円} |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 9,984 |

(注) 海外には、外貨建ての借入を含んでおります。

(10) 重要な子会社の状況(平成21年3月31日現在)

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|---|---------------------------|-------------------|-----------------------------|
| シャープエレクトロニクス マーケティング(株) | 2,000 ^{百万円} | 80.0 [%] | 家電及び事務機製品の販売 |
| シャープシステムプロダクト(株) | 1,337 | 100.0 | OAシステム製品の販売及びソフトウェアの開発販売 |
| シャープマニファクチャリング システム(株) | 483 | 100.0 | 生産設備機械及び金型等の製造販売 |
| シャープエンジニアリング(株) | 389 | 100.0 | 家電製品のアフターサービス |
| シャープドキュメントシステム(株) | 301 | 100.0 | 事務機製品の販売及びアフターサービス、サプライ等の販売 |
| シャープアメニティシステム(株) | 422 | 100.0 | 太陽光発電システムの販売及び空調・電気設備工事 |
| シャープ・エレクトロニクス・ コーポレーション | 448,292 ^{千米ドル} | 100.0 | 家電、事務機製品及び電子部品の製造販売 |
| シャープ・エレクトロニクス (ヨーロッパ)ゲー・エム・ ペー・ハー | 51,385 ^{千ユーロ} | 100.0 | 家電、事務機製品及び電子部品の販売 |
| シャープ・エレクトロニクス (ユーケー)リミテッド | 48,115 ^{千英ポンド} | 100.0 | 家電製品及び電子部品の製造販売、事務機製品の販売 |
| シャープ・アプライアンスズ (タイランド)リミテッド | 948,650 ^{千タイバーツ} | 100.0 | 家電及び事務機製品の製造販売 |
| 夏普弁公設備(常熟)有限公司 | 34,400 ^{千米ドル} | 100.0 | 事務機製品の製造販売 |
| 無錫夏普電子元器件有限公司 | 31,500 ^{千米ドル} | 80.0 | 電子部品の製造販売 |
| 南京夏普電子有限公司 | 82,335 ^{千米ドル} | 100.0 | 家電製品及び電子部品の製造販売 |

(注) 印は間接所有を含む比率であります。

(11) その他

TFT液晶事業に関し、平成18年12月から米国、欧州、日本等の競争法当局による調査を受けておりましたが、平成20年11月に、米国司法省との間で罰金1億2,000万米ドルを支払うこと等を合意し、当該金額を特別損失に計上しました。また、北米においては損害賠償を求める民事訴訟が提起されており、欧州委員会競争総局におきましても引き続き調査が継続しております。一方、日本の公正取引委員会からは、平成20年12月に、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたが、当社は、審判開始請求を行い、審判手続が開始されました。

2. 会社の株式に関する事項 (平成21年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 2,500,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 1,110,699,887 株 (自己株式 10,219,774株を含む。)
- (3) 株 主 数 124,130 名
- (4) 大 株 主 (上位10名)

| 株 主 名 | 持 株 数 | 出 資 比 率 |
|-------------------------------|----------------------|---------|
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 | 55,667 ^{千株} | 5.01% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G) | 49,840 | 4.49 |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社 | 47,359 | 4.26 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 42,557 | 3.83 |
| 株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行 | 41,910 | 3.77 |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 41,678 | 3.75 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 32,174 | 2.90 |
| 第 一 生 命 保 険 相 互 会 社 | 30,704 | 2.76 |
| 三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社 | 30,658 | 2.76 |
| 株 式 会 社 損 害 保 険 ジ ャ パ ン | 26,870 | 2.42 |

- (注) 1. 出資比率は、自己株式を含む発行済株式の総数に対する割合です。
2. 株式会社みずほコーポレート銀行には、上記以外に退職給付信託に係る信託財産として設定した当社株式が4,770千株あります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成21年3月31日現在）

(1) 当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(2) 使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成18年10月17日発行の第20回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

| | |
|------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数 | 199,997個（社債の金額100万円につき1個） |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 転換価額 | 2,531円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年11月1日から平成25年9月27日まで |
| 新株予約権付社債の残高 | 1,999億円 |

（注）新株予約権付社債の残高について、連結貸借対照表及び貸借対照表には、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づき償却原価法を適用した残額（2,032億円）を計上しております。

4. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (平成21年3月31日現在) (印は代表取締役)

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び他の法人等の代表状況等 |
|-------|-----------|---------------------------------------|
| 取締役会長 | 町 田 勝 彦 | C E O |
| 取締役社長 | 片 山 幹 雄 | C O O |
| 取 締 役 | 松 本 雅 史 | 副社長執行役員 商品事業担当 |
| 取 締 役 | 安 達 俊 雄 | 副社長執行役員 東京支社長 |
| 取 締 役 | 濱 野 稔 重 | 副社長執行役員 経営管理担当兼ソーラー事業担当 兼堺コンビナート担当 |
| 取 締 役 | 井 淵 良 明 | 副社長執行役員 デバイス事業担当兼電子デバイス 営業本部長 |
| 取 締 役 | 太 田 賢 司 | 専務執行役員 技術担当兼知的財産権本部長 |
| 取 締 役 | 中 川 敬 | 常務執行役員 法務統轄兼C S R推進本部長 |
| 取 締 役 | 大 西 徹 夫 | 執行役員 経理本部長 |
| 取 締 役 | 谷 口 信 之 | 執行役員 人事本部長 |
| 常勤監査役 | 上 田 準 三 | |
| 常勤監査役 | 平 山 信 次 | |
| 監 査 役 | 中 門 弘 | |
| 監 査 役 | 夏 住 要 一 郎 | 弁護士 |

- (注) 1. 取締役会長 町田勝彦氏は、積水ハウス株式会社の社外取締役を兼職しております。
 2. 監査役のうち、平山信次、中門 弘、夏住要一郎の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 常勤監査役 平山信次氏は、長年にわたり銀行等の業務及び経営に携わってきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 社外役員（社外監査役）に関する事項

| 氏 名 | 当事業年度における主な活動状況 |
|-----------|---|
| 平 山 信 次 | 平成20年6月24日の就任以降に開催された取締役会には15回のすべてに、また監査役会には14回のすべてに出席し、必要に応じて独立的な見地により発言を行っております。 |
| 中 門 弘 | 当事業年度に開催された取締役会には19回のうち18回に、また監査役会には19回のうち18回に出席し、必要に応じて独立的な見地により発言を行っております。 |
| 夏 住 要 一 郎 | 平成20年6月24日の就任以降に開催された取締役会には15回のうち13回に、また監査役会には14回のすべてに出席し、必要に応じて弁護士としての専門的見地などに基づき発言を行っております。 |

- (注) 1. 監査役 夏住要一郎氏は、新家工業株式会社及び太陽工業株式会社の社外監査役を兼任しております。
2. 責任限定契約の内容の概要
上記の各監査役と当社との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 25名 492百万円

監査役 7名 71百万円（うち社外5名 42百万円）

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度におきましては、役員賞与は支給いたしません。
3. 上記には、平成20年6月24日開催の第114期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役15名及び監査役3名（うち社外監査役2名）への当事業年度分の報酬等を含んでおります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

月額報酬については、株主総会の決議により定められたそれぞれの報酬総額の上限額（取締役：月額6,000万円以内、監査役：月額650万円以内）の範囲内において決定します。各取締役の月額報酬は、業績、リスクの大きさ等を斟酌して、取締役会の委任を受けた報酬委員会が決定し、各監査役の月額報酬は、監査役の協議により決定いたします。

賞与については、定時株主総会の決議により、取締役及び監査役それぞれの支給総額についてご承認いただいた上で、各取締役の賞与額は、個人の営業成績や貢献度を斟酌して、取締役会の委任を受けた報酬委員会が決定し、各監査役の賞与額は、監査役の協議により決定いたします。

なお、退職慰労金については、取締役及び監査役ともに第114期定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | |
|--|--------|
| 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額 | 273百万円 |
| 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 312百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

なお、海外の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合もしくは企業会計審議会が定める監査基準等に照らして不適切な会計監査を行っており、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役会の同意を得て、又は監査役会の請求により、当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案として提出する方針であります。

6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、自ら率先してシャープグループ企業行動憲章及びシャープ行動規範を遵守・実践し、使用人の模範となるとともに、グループ全体に徹底する責任を負う。また、取締役会をはじめとする社内の重要会議に出席して取締役の職務を相互に監督するとともに、社外監査役を含む監査役による監査を受ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の重要会議の議事録は、議案に係る資料を含めて適正に保管し、適宜閲覧できる状態とする。決裁書を含めた職務の執行に関する文書については、文書管理規程を定め、適正に保存、管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「ビジネスリスクマネジメント要綱」を定め、多様なビジネスリスクの拡大に総合的かつ体系的に対応する。緊急事態が発生した場合には、「緊急時対応要綱」に基づき、組織機能の維持、迅速な復旧を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度のもと、取締役による経営の意思決定と監督及び執行役員による業務執行が、迅速かつ効率的に行われる体制を確保する。取締役会規則、職務権限規程等により取締役、執行役員及び使用人の職位ごとの権限及び責任を明確にし、効率的に職務を執行する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

シャープグループ企業行動憲章及びシャープ行動規範を全社に徹底し、その実践を図る。「コンプライアンス基本規程」に基づいて、「コンプライアンス委員会」を設置し、全社のコンプライアンス推進体制を整備する。また、内部通報制度「クリスタルホットライン」及び「競争法ホットライン」の運用、反社会的勢力との関係遮断・排除の社内体制の整備、内部監査によるグループ全体の業務の適正性のチェック等を行う。

(6) 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の経営については、独立性を尊重し、自主管理・自主責任に委ねることにより機動性を確保するとともに、子会社の業務の適正を親会社と同一水準に保つために、その職務の執行について、適正な指導・監督を行う。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役室に専任の補助使用人を置き、監査役の指示による調査の権限を認める。補助使用人の人事に関する事項の決定には、監査役の同意を得るものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役への報告基準を定め、重要事項等については、当該基準に従い遅滞なく報告を行う。監査役が、当社もしくはグループ会社の事業の報告を求め、又は業務及び財産の状況を調査する場合は、これに協力する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役、執行役員及び使用人は、監査役会が定めた監査基準と監査計画を尊重し、監査の円滑な遂行と監査環境の整備に協力する。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社取締役会は、当社グループの買収を企図した当社株式の大量買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、当社株式の大量買付行為を受け入れるか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかし、大量買付行為の中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益を明らかに侵害したり、株主の皆様に大量買付行為に応じることを強要したりするものなど、不適切なものもあり得ます。

当社グループのように製造業を営む企業にとって、先端技術や製造技術を自社内で開発し、活用することが企業価値・株主共同の利益の確保・向上に必要な不可欠となりますが、研究開発の成果を事業化するまでには、数年から数十年という長い期間を必要とする場合もあります。従って、中長期的な視点に基づいた経営への取り組みこそが当社グループの企業価値を最大化する上で必須となります。

そこで、当社取締役会は、上記のような不適切な大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えており、仮に不適切な大量買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することも必要と考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別の取り組み

当社グループは、「誠意と創意」の経営信条の下、常に時代を先取りする独自商品の開発を通じて、企業価値の向上に努めるとともに、社会への貢献を果たしてきました。今後も先進のエレクトロニクス技術を駆使した独自デバイスと特長商品を創出することが、「価値あるオンリーワン企業」として、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えております。

こうした考えのもと、創業100周年に当たる2012年に向けた2つのビジョン、「世界No.1の液晶ディスプレイで真のコピキタス社会を実現する」こと及び「省エネ・創エネ機器を核とした環境・健康事業で世界に貢献する」ことを定め、これらの実現に向け、当社グループをあげて積極的な事業展開とさらなる企業価値の向上に努めてまいります。

さらに当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当の維持を基本に、連結業績と財務状況並びに今後の事業展開等を総合的に勘案し、今後とも連結での配当性向30%を目処に積極的な利益還元を努めてまいります。

これらのほか、(3)の取り組みを行っております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取り組み

当社は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成20年6月24日開催の当社第114期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた上で、有効期間を平成21年6月30日までに開催される当社第115期定時株主総会の終結の時までとする「当社株式の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を継続いたしました。

当社グループの事業は、A・V・通信機器、健康・環境機器、情報機器、液晶、太陽電池、その他電子デバイス等と広範囲に及んでいる上、当社グループの企業価値の源泉である研究開発の成果や製造技術等のノウハウの多くが企業秘密となっております。従って、株主の皆様が、時間的制約が課された中で、当社グループの企業価値を正確に把握し、大量買付行為の妥当性を判断することは容易ではないと思われま

す。そこで当社は、本プランを導入し、特定の株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株式の買付を行う者（以下、「大量買付者」といいます。）に対して、株主の皆様が適切な判断を行えるよう十分な情報提供と適切な評価期間の確保を要請するルール（以下、「大量買付ルール」といいます。）を定めました。

具体的には、大量買付者に対し、大量買付ルール遵守表明書の提出と大量買付者の概要、買付目的、買付完了後の経営方針などを含めた情報提供を求めます。そして、

大量買付者から必要かつ十分な情報を受領後、当社取締役会は適切な評価期間（60日又は90日）が与えられるものとし、この評価期間中に、当社取締役会は、提供された情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、必要に応じて大量買付行為の内容を改善するよう大量買付者と交渉いたします。

当社取締役会は、大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合や大量買付ルールを遵守する場合であっても大量買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうと判断した場合には、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保するため、株式分割、新株予約権の無償割当て等、その時点の法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置を発動します。

なお、当社取締役会による大量買付行為の検討・対抗措置の発動にあたっては、外部の有識者と社外監査役全員から構成される特別委員会の勧告を最大限尊重し、最終決定いたします。また、対抗措置の発動後、大量買付者から必要かつ十分な情報の提供があり、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資すると特別委員会が勧告し、当社取締役会が判断した場合は、対抗措置を取り止めます。

(4) 本プランに対する取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが(1)の基本方針に沿っており、また、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

まず、本プランは、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうような不適切な大量買付行為が行われることを防止するために、大量買付ルールの内容、大量買付行為が行われた場合の対応方針等を規定するものであり、大量買付者に対して情報提供と検討期間の確保を要請すること及び仮に不適切な大量買付行為が行われる場合には相当の対抗措置を発動することを明記しております。

次に、本プランは、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の代替案の提示を受ける機会の提供をルール化し、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行える環境を整えるものです。また、本プランの発効・延長は、当社株主の皆様の承認を条件としています。

また、本プランは、不適切な大量買付行為に対して、当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示するものであり、対抗措置の発動は本プランの規定に従って行われます。さらに、大量買付行為に関して当社取締役会が評価、検討、対抗措置の発動等を行う際には、外部専門家等から助言を得るとともに、特別委員会の意見を最大限尊重することを定めており、本プランには当社取締役会による適正な運用を担保するための手続が盛り込まれています。

(注)本プランの詳細については、平成20年4月25日付で「当社株式の大量買付行為に関する対応プラン(買収防衛策)の一部変更及び継続について」として公表しております。このニュースリリースの全文については、当社ホームページ(<http://www.sharp.co.jp/corporate/ir/pdf/2008/080425c.pdf>)をご参照ください。

なお、平成21年4月27日開催の取締役会において、平成21年6月23日開催予定の当社第115期定時株主総会における株主の皆様承認を条件として、本プランを一部変更の上継続することを決定いたしました。

その詳細は、株主総会参考書類47頁から57頁をご参照ください。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|---------------|-----------|----------------|-----------|
| 流動資産 | 1,301,962 | 流動負債 | 1,189,969 |
| 現金及び預金 | 336,937 | 支払手形及び買掛金 | 446,866 |
| 受取手形及び売掛金 | 345,703 | 短期借入金 | 61,477 |
| たな卸資産 | 399,985 | 1年内償還予定の社債 | 1,502 |
| 繰延税金資産 | 60,538 | コマーシャル・ペーパー | 335,426 |
| その他 | 163,974 | 未払費用 | 148,361 |
| 貸倒引当金 | 5,175 | 賞与引当金 | 25,533 |
| 固定資産 | 1,383,235 | 製品保証引当金 | 11,938 |
| 有形固定資産 | 1,032,075 | その他 | 158,866 |
| 建物及び構築物 | 692,894 | 固定負債 | 450,305 |
| 機械装置及び運搬具 | 1,590,838 | 社 債 | 104,818 |
| 工具、器具及び備品 | 384,903 | 新株予約権付社債 | 203,211 |
| 土地 | 97,653 | 長期借入金 | 100,046 |
| 建設仮勘定 | 110,390 | 退職給付引当金 | 5,719 |
| その他 | 31,038 | その他 | 36,511 |
| 減価償却累計額 | 1,875,641 | 負債合計 | 1,640,274 |
| 無形固定資産 | 83,324 | 純資産の部 | |
| 工業所有権 | 17,740 | 株主資本 | 1,124,398 |
| ソフトウェア | 50,542 | 資 本 金 | 204,676 |
| その他 | 15,042 | 資 本 剰 余 金 | 268,538 |
| 投資その他の資産 | 267,836 | 利 益 剰 余 金 | 664,924 |
| 投資有価証券 | 72,330 | 自 己 株 式 | 13,740 |
| 繰延税金資産 | 113,314 | 評価・換算差額等 | 85,284 |
| その他 | 82,967 | その他有価証券評価差額金 | 1,946 |
| 貸倒引当金 | 775 | 繰延ヘッジ損益 | 9,142 |
| 繰延資産 | 3,524 | 為替換算調整勘定 | 74,196 |
| 社債発行費 | 3,524 | 少数株主持分 | 9,333 |
| 資産合計 | 2,688,721 | 純資産合計 | 1,048,447 |
| | | 負債純資産合計 | 2,688,721 |

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | |
|------------------------------|----------------|
| 売 上 高 | 2,847,227 |
| 売 上 原 価 | 2,392,397 |
| 売 上 総 利 益 | 454,830 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 510,311 |
| 営 業 損 失 | 55,481 |
| 営 業 外 収 益 | 30,957 |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 7,009 |
| そ の 他 の 営 業 外 収 益 | 23,948 |
| 営 業 外 費 用 | 57,907 |
| 支 払 利 息 | 9,147 |
| そ の 他 の 営 業 外 費 用 | 48,760 |
| 経 常 損 失 | 82,431 |
| 特 別 利 益 | 18,739 |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 218 |
| 関 係 会 社 株 式 売 却 益 | 18,521 |
| 特 別 損 失 | 140,447 |
| 固 定 資 産 除 売 却 損 | 10,576 |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損 | 1,914 |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損 | 49,875 |
| た な 卸 資 産 評 価 損 | 7,639 |
| 事 業 構 造 改 革 費 用 | 58,439 |
| 独 禁 法 関 連 損 失 | 12,004 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 | 204,139 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 4,274 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 83,177 |
| 少 数 株 主 利 益 | 579 |
| 当 期 純 損 失 | 125,815 |

(注)記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | |
|----------------------------|-----------|
| 株主資本 | |
| 資本金 | |
| 前期末残高 | 204,676 |
| 当期末残高 | 204,676 |
| 資本剰余金 | |
| 前期末残高 | 268,582 |
| 当期変動額 | |
| 自己株式の処分 | 44 |
| 当期変動額合計 | 44 |
| 当期末残高 | 268,538 |
| 利益剰余金 | |
| 前期末残高 | 816,387 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 30,814 |
| 当期純損失 | 125,815 |
| 在外子会社の会計処理の変更に伴う増減 | 5,101 |
| 在外子会社の年金会計に係る未積立債務の変動に伴う増減 | 65 |
| 当期変動額合計 | 151,463 |
| 当期末残高 | 664,924 |
| 自己株式 | |
| 前期末残高 | 13,711 |
| 当期変動額 | |
| 自己株式の取得 | 176 |
| 自己株式の処分 | 147 |
| 当期変動額合計 | 29 |
| 当期末残高 | 13,740 |
| 株主資本合計 | |
| 前期末残高 | 1,275,934 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 30,814 |
| 当期純損失 | 125,815 |
| 在外子会社の会計処理の変更に伴う増減 | 5,101 |
| 在外子会社の年金会計に係る未積立債務の変動に伴う増減 | 65 |
| 自己株式の取得 | 176 |
| 自己株式の処分 | 103 |
| 当期変動額合計 | 151,536 |
| 当期末残高 | 1,124,398 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 前期末残高 | 1,662 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 3,608 |
| 当期変動額合計 | 3,608 |
| 当期末残高 | 1,946 |
| 繰延ヘッジ損益 | |
| 前期末残高 | 145 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 9,287 |
| 当期変動額合計 | 9,287 |
| 当期末残高 | 9,142 |

| | |
|----------------------------|-----------|
| 為替換算調整勘定 | |
| 前期末残高 | 46,155 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 28,041 |
| 当期変動額合計 | 28,041 |
| 当期末残高 | 74,196 |
| 評価・換算差額等合計 | |
| 前期末残高 | 44,348 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 40,936 |
| 当期変動額合計 | 40,936 |
| 当期末残高 | 85,284 |
| 少数株主持分 | |
| 前期末残高 | 10,282 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 949 |
| 当期変動額合計 | 949 |
| 当期末残高 | 9,333 |
| 純資産合計 | |
| 前期末残高 | 1,241,868 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 30,814 |
| 当期純損失 | 125,815 |
| 在外子会社の会計処理の変更に伴う増減 | 5,101 |
| 在外子会社の年金会計に係る未積立債務の変動に伴う増減 | 65 |
| 自己株式の取得 | 176 |
| 自己株式の処分 | 103 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 41,885 |
| 当期変動額合計 | 193,421 |
| 当期末残高 | 1,048,447 |

(注)記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

| | |
|---|--|
| 連結子会社の数 | 54社 |
| 主要な連結子会社の名称 | 「事業報告1.企業集団の現況に関する事項(10)重要な子会社の状況」に記載しているため省略しております。 |
| 主要な非連結子会社の名称 (連結の範囲から除いた理由) | シャープ・インディア・リミテッド |
| 総資産、売上高、当期純損益、及び利益剰余金等からみて小規模であり、かつ、全体としても連結計算書類の項目に重要な影響を及ぼすものではないためであります。 | |

2. 持分法の適用に関する事項

| | |
|----------------------------------|---|
| 持分法適用非連結子会社の数 | 1社 |
| 持分法適用関連会社の数 | 15社 |
| 主要な会社等の名称 | シャープ・ロキシー(ホンコン)リミテッド |
| 持分法を適用しない非連結子会社・関連会社のうち主要な会社等の名称 | シャープ・テレコミュニケーションズ・オブ・ヨーロッパ・リミテッド |
| (持分法を適用しない理由) | 連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。 |

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

夏普弁公設備(常熟)有限公司、シャープ・エレクトロニカ・メキシコ・エス・エー・デ・シー・ブイ他7社は12月31日が事業年度の末日であります。連結計算書類の作成に当たっては、シャープ・エレクトロニカ・メキシコ・エス・エー・デ・シー・ブイは、連結会計年度の末日に仮決算を行い連結し、その他の会社はそれぞれの事業年度に係る計算書類を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 主として期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として総平均法により算定)

時価のないもの 主として総平均法による原価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

当社及び国内連結子会社は、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により評価しております。

在外連結子会社は、移動平均法による低価法により評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は、主として定率法を採用しております。

ただし、当社の三重工場及び亀山工場の機械及び装置については定額法によっております。

在外連結子会社では、定額法を採用しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、主として社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法、製品組込ソフトウェアについては、見込販売数量に基づく方法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、当社及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

製品保証引当金

過去の実績を基礎に将来の保証見込額を加味して計上しております。

退職給付引当金

当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(16年)による按分額により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(16年)による按分額により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんの償却は、効果の発現する期間の見積りが可能なものについてはその年数で、それ以外のものについては5年間で均等償却しております。ただし、金額に重要性がない場合には、発生年度において全額償却しております。

(連結の範囲の変更)

パーティル・ステンベック・ドキュメントハンテリング・アーベー他1社については、当連結会計年度において同社株式を取得したため、連結の範囲に含めております。また、前連結会計年度まで連結子会社であったシャープファイナンス(株)は、当連結会計年度において同社株式の一部を売却し関連会社となったため、連結の範囲から除外しております。

(持分法の適用の範囲の変更)

前連結会計年度まで連結子会社であったシャープファイナンス(株)は、当連結会計年度において同社株式の一部を売却し関連会社となったため、持分法適用会社に加えております。(株)ルネサスエスピードライブについては、当連結会計年度において新たに設立したため、エリーパワー(株)は当連結会計年度において同社株式を取得したため、それぞれ持分法適用会社に加えております。また、東京エレクトロニクスP.V(株)は重要性の観点から、持分法適用会社に加えております。一方、第2四半期連結会計期間まで持分法適用関連会社であったシャープ・ロキシー・エレクトロニクス・コーポレーション・マレーシアについては、当連結会計年度において連結子会社であるシャープ・マニュファクチャリング・コーポレーション(マレーシア)との合併により消滅したため、持分法適用会社から除外しております。

(会計処理の変更)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更

当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日公表分 企業会計基準第9号)を適用しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて当連結会計年度の営業損失は5,274百万円、経常損失は5,280百万円、税金等調整前当期純損失は12,919百万円それぞれ増加しております。なお、原材料、仕掛品の評価方法については、損益に原材料価格の変動の影響等を適切に反映させ、より適正な期間損益計算を実現させるために、当連結会計年度より従来の最終取得原価法から移動平均法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

2. 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて当連結会計年度の営業損失は1,804百万円、経常損失は1,862百万円、税金等調整前当期純損失は1,922百万円それぞれ増加しております。

3. リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. たな卸資産の内訳

| | |
|----------|-------------------|
| 製品 | 179,629百万円 |
| 仕掛品 | 148,482百万円 |
| 原材料及び貯蔵品 | 71,874百万円 |
| 合計 | <u>399,985百万円</u> |

2. 保証債務

| | |
|-----------------|------------------|
| 従業員住宅資金借入に対する保証 | 27,201百万円 |
| 銀行借入に対する保証 | |
| 関西リサイクルシステムズ(株) | 150百万円 |
| 小計 | <u>150百万円</u> |
| 合計 | <u>27,351百万円</u> |

3. その他

TFT液晶事業に関し、欧州委員会競争総局等による調査を受けており、また、北米において損害賠償を求める民事訴訟が提起されております。

なお、米国司法省による調査は、罰金を支払うなどに合意しました。また、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けております。

(連結損益計算書に関する注記)

事業構造改革費用

液晶パネル工場等の再編に係るものであります(減損損失を含む)。

(減損損失)

液晶パネル工場の再編の一環として、減価償却をほぼ終えた当社の三重工場の一部生産ライン等は閉鎖予定となったため、また、シャープ米子(株)の一部生産ラインは休止状態にあり稼働再開が困難な状況にあるため、それぞれの生産ライン等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度に当該減少額(7,455百万円)を事業構造改革費用に含めて特別損失に計上しました。内訳は、機械及び装置4,035百万円、その他3,420百万円です。

そのほか、シャープ・エレクトロニクス・コーポレーション(アメリカ)の一部生産ライン等について2,013百万円の減損損失を計上し、事業構造改革費用に含めております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

1,110,699,887株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------|----------|------------|------------|
| 平成20年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 15,407百万円 | 14円 | 平成20年3月31日 | 平成20年6月25日 |
| 平成20年10月30日 取締役会 | 普通株式 | 15,407百万円 | 14円 | 平成20年9月30日 | 平成20年12月1日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成21年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議します。

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 配当の原資 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------|-------|----------|------------|------------|
| 平成21年6月23日 定時株主総会 | 普通株式 | 7,703百万円 | 利益剰余金 | 7円 | 平成21年3月31日 | 平成21年6月24日 |

3. 当連結会計年度末における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

| 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数 | | | |
|---|------------------|-----------------|-----------|-----------|-------------|
| | | 前連結会計年度末 | 当連結会計年度増加 | 当連結会計年度減少 | 当連結会計年度末 |
| 第20回無担保転換社債型 新株予約権付社債(平成18年 10月17日発行)に付された 新株予約権 | 普通株式 | 79,018,964株 | 0株 | 0株 | 79,018,964株 |

(注) 1. 前連結会計年度末欄及び当連結会計年度末欄の新株予約権の目的となる株式の数は、それぞれ前連結会計年度末及び当連結会計年度末における転換価額で算出される最大整数であります。

2. 上表の新株予約権は、すべて権利行使可能なものです。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

944円24銭

2. 1株当たり当期純損失

114円33銭

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|-----------|----------------|-----------|
| 流動資産 | 977,773 | 流動負債 | 1,002,747 |
| 現金及び預金 | 289,320 | 支払手形 | 5,681 |
| 受取手形 | 26 | 買掛金 | 362,330 |
| 売掛金 | 262,255 | コマーシャル・ペーパー | 325,000 |
| 製品 | 53,941 | リース債務 | 2,631 |
| 仕掛品 | 133,546 | 未払金 | 137,704 |
| 原材料及び貯蔵品 | 42,849 | 未払費用 | 99,566 |
| 前払費用 | 1,424 | 預り金 | 32,476 |
| 繰延税金資産 | 36,652 | 賞与引当金 | 18,000 |
| 未収入金 | 94,092 | 製品保証引当金 | 5,470 |
| その他 | 67,251 | その他 | 13,887 |
| 貸倒引当金 | 3,587 | 固定負債 | 393,431 |
| 固定資産 | 1,400,431 | 社債 | 100,000 |
| 有形固定資産 | 928,059 | 新株予約権付社債 | 203,211 |
| 建物 | 286,506 | 長期借入金 | 70,000 |
| 構築物 | 11,538 | リース債務 | 11,787 |
| 機械及び装置 | 376,253 | その他 | 8,433 |
| 車両運搬具 | 156 | 負債合計 | 1,396,179 |
| 工具、器具及び備品 | 39,319 | 純資産の部 | |
| 土地 | 93,028 | 株主資本 | 995,864 |
| リース資産 | 15,015 | 資本金 | 204,675 |
| 建設仮勘定 | 106,241 | 資本剰余金 | 268,537 |
| 無形固定資産 | 65,700 | 資本準備金 | 261,415 |
| 工業所有権 | 17,591 | その他資本剰余金 | 7,122 |
| 施設利用権 | 580 | 利益剰余金 | 536,391 |
| ソフトウェア | 47,529 | 利益準備金 | 26,115 |
| 投資その他の資産 | 406,672 | その他利益剰余金 | 510,276 |
| 投資有価証券 | 38,109 | 特別償却準備金 | 24,680 |
| 関係会社株式 | 163,428 | 固定資産圧縮積立金 | 4,355 |
| 関係会社出資金 | 30,812 | 退職給与積立金 | 1,756 |
| 長期前払費用 | 32,461 | 配当準備積立金 | 2,900 |
| 繰延税金資産 | 107,754 | 別途積立金 | 587,950 |
| その他 | 34,117 | 繰越利益剰余金 | 111,364 |
| 貸倒引当金 | 12 | 自己株式 | 13,740 |
| 繰延資産 | 3,524 | 評価・換算差額等 | 10,313 |
| 社債発行費 | 3,524 | その他有価証券評価差額金 | 2,276 |
| 資産合計 | 2,381,729 | 繰延ヘッジ損益 | 8,037 |
| | | 純資産合計 | 985,550 |
| | | 負債純資産合計 | 2,381,729 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位 : 百万円)

| | |
|------------------------|----------------|
| 売 上 高 | 2,254,395 |
| 売 上 原 価 | 2,067,130 |
| 売 上 総 利 益 | 187,264 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 275,003 |
| 営 業 損 失 | 87,739 |
| 営 業 外 収 益 | 33,468 |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 13,878 |
| そ の 他 の 営 業 外 収 益 | 19,590 |
| 営 業 外 費 用 | 54,737 |
| 支 払 利 息 | 3,858 |
| そ の 他 の 営 業 外 費 用 | 50,878 |
| 経 常 損 失 | 109,008 |
| 特 別 利 益 | 29,393 |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 143 |
| 関 係 会 社 株 式 売 却 益 | 29,249 |
| 特 別 損 失 | 134,710 |
| 固 定 資 産 除 売 却 損 | 10,096 |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損 | 1,913 |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損 | 49,724 |
| た な 卸 資 産 評 価 損 | 7,630 |
| 事 業 構 造 改 革 費 用 | 53,341 |
| 独 禁 法 関 連 損 失 | 12,004 |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 | 214,324 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 6,320 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 76,480 |
| 当 期 純 損 失 | 131,524 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位 : 百万円)

| | |
|--------------|---------|
| 株主資本 | |
| 資本金 | |
| 前期末残高 | 204,675 |
| 当期末残高 | 204,675 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | |
| 前期末残高 | 261,415 |
| 当期末残高 | 261,415 |
| その他資本剰余金 | |
| 前期末残高 | 7,167 |
| 当期変動額 | |
| 自己株式の処分 | 44 |
| 当期変動額合計 | 44 |
| 当期末残高 | 7,122 |
| 資本剰余金合計 | |
| 前期末残高 | 268,582 |
| 当期変動額 | |
| 自己株式の処分 | 44 |
| 当期変動額合計 | 44 |
| 当期末残高 | 268,537 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | |
| 前期末残高 | 26,115 |
| 当期末残高 | 26,115 |
| その他利益剰余金 | |
| 特別償却準備金 | |
| 前期末残高 | 26,439 |
| 当期変動額 | |
| 特別償却準備金の取崩 | 1,759 |
| 当期変動額合計 | 1,759 |
| 当期末残高 | 24,680 |
| 固定資産圧縮積立金 | |
| 前期末残高 | 4,418 |
| 当期変動額 | |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | 63 |
| 当期変動額合計 | 63 |
| 当期末残高 | 4,355 |
| 退職給与積立金 | |
| 前期末残高 | 1,756 |
| 当期末残高 | 1,756 |
| 配当準備積立金 | |
| 前期末残高 | 2,900 |
| 当期末残高 | 2,900 |
| 別途積立金 | |
| 前期末残高 | 544,950 |
| 当期変動額 | |
| 別途積立金の積立 | 43,000 |
| 当期変動額合計 | 43,000 |
| 当期末残高 | 587,950 |
| 繰越利益剰余金 | |
| 前期末残高 | 92,151 |
| 当期変動額 | |
| 特別償却準備金の取崩 | 1,759 |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | 63 |
| 別途積立金の積立 | 43,000 |
| 剰余金の配当 | 30,814 |
| 当期純損失 | 131,524 |
| 当期変動額合計 | 203,516 |
| 当期末残高 | 111,364 |

| | |
|---------------------|-----------|
| 利益剰余金合計 | |
| 前期末残高 | 698,729 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 30,814 |
| 当期純損失 | 131,524 |
| 当期変動額合計 | 162,338 |
| 当期末残高 | 536,391 |
| 自己株式 | |
| 前期末残高 | 13,711 |
| 当期変動額 | |
| 自己株式の取得 | 175 |
| 自己株式の処分 | 146 |
| 当期変動額合計 | 29 |
| 当期末残高 | 13,740 |
| 株主資本合計 | |
| 前期末残高 | 1,158,276 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 30,814 |
| 当期純損失 | 131,524 |
| 自己株式の取得 | 175 |
| 自己株式の処分 | 102 |
| 当期変動額合計 | 162,412 |
| 当期末残高 | 995,864 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 前期末残高 | 693 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 2,970 |
| 当期変動額合計 | 2,970 |
| 当期末残高 | 2,276 |
| 繰延ヘッジ損益 | |
| 前期末残高 | 142 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 8,179 |
| 当期変動額合計 | 8,179 |
| 当期末残高 | 8,037 |
| 評価・換算差額等合計 | |
| 前期末残高 | 835 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 11,149 |
| 当期変動額合計 | 11,149 |
| 当期末残高 | 10,313 |
| 純資産合計 | |
| 前期末残高 | 1,159,112 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 30,814 |
| 当期純損失 | 131,524 |
| 自己株式の取得 | 175 |
| 自己株式の処分 | 102 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 11,149 |
| 当期変動額合計 | 173,562 |
| 当期末残高 | 985,550 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの

総平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料、仕掛品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

最終取得原価法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、三重工場及び亀山工場の機械及び装置については定額法によっております。

なお、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、主として社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法、製品組込ソフトウェアについては、見込販売数量に基づく方法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 製品保証引当金

製品の保証期間内のアフターサービスに要する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来の保証見込額を加味して計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(16年)による按分額により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(16年)による按分額により翌事業年度より費用処理することとしております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計処理の変更)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更

当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日公表分 企業会計基準第9号)を適用しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて当事業年度の営業損失及び経常損失は3,989百万円、税引前当期純損失は11,619百万円それぞれ増加しております。

なお、原材料、仕掛品の評価方法については、損益に原材料価格の変動の影響等を適切に反映させ、より適正な期間損益計算を実現させるために、当事業年度より従来最終取得原価法から移動平均法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

2. リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,752,795百万円

2. (1) 保証債務

従業員住宅資金借入に対する保証 27,201百万円

銀行借入に対する保証

関西リサイクルシステムズ(株) 150百万円

合計 27,351百万円

(2) 経営指導念書等

子会社の信用を補完することを目的とした当該子会社との合意書であります。

シャープ・インターナショナル・ファイナンス(ユナイテッド 9,924百万円

キングダム)ピー・エル・シー

シャープ・エレクトロニクス・コーポレーション 6,501百万円

合計 16,426百万円

| | |
|-------------------|------------|
| 3. 関係会社に対する短期金銭債権 | 198,984百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債権 | 7百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 118,995百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債務 | 10,082百万円 |

4. その他

TFT液晶事業に関し、欧州委員会競争総局等による調査を受けており、また、北米において損害賠償を求める民事訴訟が提起されております。

なお、米国司法省による調査は、罰金を支払うなどに合意しました。また、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けております。

(損益計算書に関する注記)

| | |
|-----------------------|--------------|
| 1. 関係会社に対する売上高 | 1,373,363百万円 |
| 関係会社よりの仕入高 | 718,416百万円 |
| 関係会社との営業取引以外の取引による取引高 | 44,196百万円 |

2. 事業構造改革費用

液晶パネル工場等の再編に係るものであります(減損損失を含む)。

(減損損失)

液晶パネル工場の再編の一環として、減価償却をほぼ終えた三重工場の一部生産ライン等は閉鎖予定となったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当事業年度に当該減少額(5,643百万円)を事業構造改革費用に含めて特別損失に計上しました。内訳は、機械及び装置3,939百万円、その他1,704百万円であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

| | |
|------|-------------|
| 普通株式 | 10,219,774株 |
|------|-------------|

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

| | |
|----------|-------------------|
| たな卸資産 | 14,704百万円 |
| 賞与引当金 | 7,308百万円 |
| ソフトウェア | 25,178百万円 |
| 長期前払費用 | 16,871百万円 |
| 繰越欠損金 | 86,205百万円 |
| その他 | 26,588百万円 |
| 繰延税金資産小計 | <u>176,854百万円</u> |
| 評価性引当額 | 3,817百万円 |
| 繰延税金資産合計 | <u>173,037百万円</u> |

(繰延税金負債)

| | |
|-----------|-------------------|
| 特別償却準備金 | 16,870百万円 |
| 固定資産圧縮積立金 | 2,976百万円 |
| その他 | 8,785百万円 |
| 繰延税金負債合計 | <u>28,631百万円</u> |
| 繰延税金資産の純額 | <u>144,406百万円</u> |

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

| | |
|--------------------------|------------|
| 1. 当事業年度末日における取得原価相当額 | 115,795百万円 |
| 2. 当事業年度末日における減価償却累計額相当額 | 67,731百万円 |
| 3. 当事業年度末日における未経過リース料相当額 | 48,064百万円 |

(1株当たり情報に関する注記)

| | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 895円56銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 119円51銭 |

独立監査人の監査報告書

平成21年5月11日

シャープ株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 園 木 宏 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 北 山 久 恵 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 三 浦 洋 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 公 江 祐 輔 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シャープ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シャープ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計処理の変更に記載されているとおり、当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月11日

シャープ株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

| | | | | |
|-------------------|-------|-----|-----|---|
| 指 定 社 員 業務執行社員 | 公認会計士 | 園 木 | 宏 | Ⓔ |
| 指 定 社 員 業務執行社員 | 公認会計士 | 北 山 | 久 恵 | Ⓔ |
| 指 定 社 員 業務執行社員 | 公認会計士 | 三 浦 | 洋 | Ⓔ |
| 指 定 社 員 業務執行社員 | 公認会計士 | 公 江 | 祐 輔 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シャープ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計処理の変更に記載されているとおり、当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第115期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、監査役会において審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針及び監査役の業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び監査役の業務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監査いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びあずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえて検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通と情報の交換に努め、必要に応じて子会社に対して事業の報告を求め又は重要な子会社に赴いて業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか否かを監査するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人からその職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を企業会計審議会が定める「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。また、当該基本方針の実現のための取組みは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、事業報告に記載のとおり、当社は、TFT液晶事業に関し、米国、欧州、日本等の競争法当局の調査を受けておりましたが、米国司法省との間では罰金を支払うこと等に合意しました。また北米で民事訴訟が提起されており、欧州委員会競争総局でも調査が継続しています。

一方、公正取引委員会からは排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたが、審判開始請求を行い、審判手続が開始されました。

監査役会といたしましては、今後とも再発防止策などについて適正な対応がなされるよう監査してまいります。

平成21年5月14日

シャープ株式会社 監査役会

常勤監査役 上 田 準 三 ㊟

常勤監査役
(社外監査役) 平 山 信 次 ㊟

監 査 役
(社外監査役) 中 門 弘 ㊟

監 査 役
(社外監査役) 夏 住 要一郎 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当の維持を基本としながら、連結業績と財務状況並びに今後の事業展開等を総合的に勘案し、株主還元を実施する方針としております。

当期は、大変厳しい業績となりましたので、誠に遺憾ながら年間の配当を前期に比べ1株につき7円減配の21円とさせていただきます、すでに平成20年12月1日に1株につき14円の間配当を実施しておりますので、期末配当は、1株につき7円とさせていただきますと存じます。

また、配当準備積立金の全額及び別途積立金の一部を取り崩すこととさせていただきますと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき7円 総額7,703,360,791円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月24日(水曜日)

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

配当準備積立金 2,900,000,000円

別途積立金 130,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 132,900,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 太陽電池の利用等による発電及び電気の供給に関する新たな事業への展開に対応するため、事業目的を追加するものです。あわせて、当社グループの事業の状況を勘案し、事業目的の整理を行うものです。(変更案第3条)

(2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下、「決済合理化法」といいます。)が、平成21年1月5日に施行されたことに伴い、当社は同日をもって株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、その他不要となった単元未満株券の不発行、実質株主及び実質株主名簿に関する規定、文言の削除等、所要の変更を行うものであります。

なお、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過するまで株券喪失登録簿を作成し備え置かなければならないため、附則として所要の規定を設けるものです。

(現行定款第7条の削除、変更案第8条、第9条、第10条、第40条、第41条、附則第1条、附則第2条)

(3) 社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できる人材を迎えられるよう、社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能にするものです。

(変更案第26条)

なお、この変更については、監査役全員の同意を得ております。

(4) 以上のほか、条数の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| (目的) | (目的) |
| 第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 | 第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 |
| 1. 通信機械器具の製造及び販売 | 1.) |
| 2. 電気機械器具の製造及び販売 | 2.) |
| 3. 電子応用機械器具の製造及び販売 | 3.) |
| 4. 医療機械器具の製造及び販売 | 4.) |
| 5. 計量機械器具の製造及び販売 | 5.) |
| 6. 空調・厨房等ビル、住宅関連設備機器の製造及び販売 | 6.) |
| 7. その他機械器具の製造及び販売 | 7.) |
| 8. 半導体素子、液晶表示装置、太陽電池その他前各号の各種機械器具に付帯関連する装置又は部品の製造及び販売 | 8.) (現行どおり) |
| 9. 前各号の機械器具等の設置又はその製造設備に関する工事及び一般建設工事の設計・施工並びに請負の業務 | 9.) |
| 10. ソフトウェアの作成及び販売 | 10.) |
| 11. 前各号の各種機械器具、自動車、自動車用品、家具、スポーツ用品、日用品雑貨等の販売、割賦購入斡旋、賃貸借及び輸出入業務 | 11. 前各号の各種機械器具、自動車、自動車用品等の販売、割賦購入斡旋、賃貸借及び輸出入業務 |
| (新 設) | 12. <u>発電及び電気の供給に関する業務</u> |
| 12. 情報通信サービス、情報処理サービス及び情報提供サービス業務 | 13.) |
| 13. 信用保証、金銭の貸付及びファクタリング業務 | 14.) |
| 14. 生命保険の募集及び損害保険代理業務 | 15.) (現行どおり) |
| 15. 一般旅行業務 | 16.) |
| 16. 労働者派遣業務 | 17.) |
| 17. 前各号に付帯関連する一切の事業及び業務 | 18.) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> | <p>(削 除)</p> |
| <p>第8条 (条文の記載省略)</p> | <p>第7条 (現行どおり)</p> |
| <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 当社は、第7条の規定にかかわらず、 単元未満株式に係る株券を発行しない。 ただし、株式取扱規則に定めるところ についてはこの限りでない。</p> | <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり) (削 除)</p> |
| <p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下 同じ。)は、株式取扱規則に定めるところ により、その有する単元未満株式の 数と併せて単元株式数となる数の株式 を売り渡すことを請求することができる。</p> | <p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p>第9条 当社の株主は、株式取扱規則に定め るところにより、その有する単元未満 株式の数と併せて単元株式数となる数 の株式を売り渡すことを請求すること ができる。</p> |
| <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所 は、取締役会の決議によって定め、こ れを公告する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含 む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び 新株予約権原簿の作成並びに備置きそ の他の株主名簿、株券喪失登録簿及び 新株予約権原簿に関する事務は、これ を株主名簿管理人に委託し、当会社 においては取り扱わない。</p> | <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり) (現行どおり)</p> <p>当社の株主名簿及び新株予約権原簿 の作成並びに備置きその他の株主名簿 及び新株予約権原簿に関する事務は、 これを株主名簿管理人に委託し、当会 社においては取り扱わない。</p> |
| <p>第12条 、 第26条 (条文の記載省略)</p> | <p>第11条 、 第25条 (現行どおり)</p> |
| <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定 により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。)の損害賠償 責任を、法令の限度において、取締役会 の決議によって免除することができる。 (新 設)</p> | <p>(取締役の責任免除及び社外取締役との間の責任 限定契約)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定 により、社外取締役との間に、任務を怠 ったことによる損害賠償責任を限定する 契約を締結することができる。ただし、 当該契約に基づく責任の限度額は、法令 が規定する額とする。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>第28条 ↓ 第40条</p> <p>(条文の記載省略)</p> <p>(剰余金の配当) 第41条 当会社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者に対してこれを行う。</p> <p>(中間配当) 第42条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（以下、「中間配当」という。）を行うことができる。</p> <p>第43条 (条文の記載省略)</p> <p>(新 設)</p> | <p>第27条 ↓ 第39条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当) 第40条 当会社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されている株主又は登録株式質権者に対してこれを行う。</p> <p>(中間配当) 第41条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記録されている株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（以下、「中間配当」という。）を行うことができる。</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもってこれらを削除する。</u></p> |

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役全員(10名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

当社は、第114期定時株主総会において、取締役の員数の適正化を図るとともに、同日から執行役員制度を導入し、意思決定及び業務執行のさらなる効率化とスピードアップを進めました。また、その後も当社のコーポレート・ガバナンスの充実について検討してまいりました結果、社外取締役を選任し、取締役会による意思決定及び取締役の職務執行の監督の機能をさらに強化することといたしました。

つきましては、社外取締役候補者1名を含む11名の取締役選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当 ・他の法人等の代表状況 | 所有する当社株式の数 |
|-------|--------------------------------------|---|------------|
| 1 | まちだ かつひこ 町田 勝彦 (昭和18年6月22日生) | 昭和44年3月 当社入社 昭和62年6月 同 取締役 平成2年4月 同 常務取締役 平成4年10月 同 代表取締役専務取締役 平成10年6月 同 代表取締役社長 平成19年4月 同 代表取締役会長 平成20年6月 同 代表取締役会長兼CEO、 現在に至る。 | 188,789株 |
| 2 | かたやま みきお 片山 幹雄 (昭和32年12月12日生) | 昭和56年4月 当社入社 平成15年6月 同 取締役 平成17年5月 同 常務取締役 平成18年4月 同 代表取締役専務取締役 平成19年4月 同 代表取締役社長 平成20年6月 同 代表取締役社長兼COO、 現在に至る。 | 32,751株 |
| 3 | まつもと まさふみ 松本 雅史 (昭和23年10月18日生) | 昭和46年4月 当社入社 平成15年6月 同 取締役 平成16年5月 同 常務取締役 平成17年5月 同 代表取締役専務取締役 平成18年4月 同 代表取締役副社長 平成20年6月 同 代表取締役兼副社長執行役員、 現在に至る。(商品事業担当) | 20,492株 |
| 4 | あだち としお 安達 俊雄 (昭和23年7月20日生) | 平成8年10月 通商産業省大臣官房審議官 平成13年1月 内閣府沖縄振興局長 平成13年7月 同 政策統括官 平成15年9月 当社入社 平成16年6月 同 取締役 平成17年5月 同 常務取締役 平成18年4月 同 代表取締役専務取締役 平成19年4月 同 代表取締役副社長 平成20年6月 同 代表取締役兼副社長執行役員、 現在に至る。(東京支社長) | 27,202株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略 歴、 地 位 及 び 担 当 ・ 他 の 法 人 等 の 代 表 状 況 | 所有する当社 株 式 の 数 |
|-----------|--|--|-------------------|
| 5 | はま の とし しげ 濱 野 稔 重 (昭和21年7月28日生) | 昭和45年4月 当社入社 平成9年6月 同 取締役 平成10年6月 同 常務取締役 平成14年4月 同 代表取締役専務取締役 平成20年5月 同 代表取締役副社長 平成20年6月 同 代表取締役兼副社長執行役員、 現在に至る。(経営管理担当兼ソー ラー事業担当兼堺コンビナート担当) | 23,069 株 |
| 6 | い ぶち よし おき 井 淵 良 明 (昭和22年1月12日生) | 昭和50年4月 当社入社 平成13年6月 同 取締役 平成16年5月 同 常務取締役 平成19年4月 同 代表取締役専務取締役 平成20年5月 同 代表取締役副社長 平成20年6月 同 代表取締役兼副社長執行役員、 現在に至る。(デバイス事業担当兼 電子デバイス営業本部長) | 16,051 株 |
| 7 | おお た けん じ 太 田 賢 司 (昭和23年2月21日生) | 昭和48年4月 当社入社 平成13年6月 同 取締役技術本部長 平成15年5月 同 常務取締役技術本部長 平成17年5月 同 代表取締役専務取締役技術統轄 平成18年4月 同 代表取締役専務取締役技術担当 平成20年6月 同 取締役兼専務執行役員技術担当 平成21年3月 同 取締役兼専務執行役員技術担当 兼知的財産権本部長、現在に至る。 | 25,553 株 |
| 8 | なか がわ たかし 中 川 敬 (昭和20年6月10日生) | 平成8年4月 株式会社東京三菱銀行営業第2本部 営業第3部長 平成10年12月 当社入社 平成11年4月 同 海外事業本部副本部長 平成13年6月 同 取締役電化システム事業本部 副本部長兼経理・資材統轄 平成18年4月 同 常務取締役海外事業本部長 平成19年4月 同 常務取締役法務統轄 平成20年4月 同 常務取締役法務統轄兼C S R 推 進本部長 平成20年6月 同 取締役兼常務執行役員法務統轄 兼C S R 推進本部長、現在に至る。 | 13,355 株 |
| 9 | おお にし てつ お 大 西 徹 夫 (昭和29年6月18日生) | 昭和54年4月 当社入社 平成12年4月 同 情報システム推進本部グローバ ル経営情報システムプロジェクトチ ームサブチーフ 平成13年6月 同 経理本部経理部長 平成14年4月 同 経理本部副本部長兼経理部長 平成15年5月 同 経理本部長 平成15年6月 同 取締役経理本部長 平成20年6月 同 取締役兼執行役員経理本部長、 現在に至る。 | 16,287 株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当 ・他の法人等の代表状況 | 所有する当社株式の数 |
|-------|--|---|------------|
| 10 | たに ぐち のぶ ゆき 谷口 信之 (昭和33年5月12日生) | 昭和56年4月 当社入社 平成11年10月 同 人事本部人事部長 平成15年8月 同 A V C 液晶事業本部事業戦略推進室長 平成16年10月 同 人事本部副本部長 平成19年4月 同 人事本部長 平成19年6月 同 取締役人事本部長 平成20年6月 同 取締役兼執行役員人事本部長、現在に至る。 | 12,849 株 |
| 11 | い とう くに お 雄 伊藤 邦雄 (昭和26年12月13日生) | 平成4年4月 一橋大学商学部教授 平成14年8月 同大学大学院商学研究科長・商学部長 平成16年12月 同大学副学長・理事 平成18年7月 当社アドバイザーボードメンバー、現在に至る。 平成18年12月 一橋大学大学院商学研究科教授、現在に至る。 | 0 株 |

- (注) 1. 印は、新任候補者であります。
2. 伊藤邦雄氏は、当社アドバイザーボードのメンバーであり、当社は同氏から、事業ブランド価値など経営に関する事項についてアドバイスを受けております。(アドバイザーボードは、平成21年6月30日に廃止いたします。)
その他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 伊藤邦雄氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。(社外取締役候補者に関する記載事項)
- (1) 伊藤邦雄氏は、大学における会計学、コーポレート・ガバナンス論などの長年にわたる研究及び異なる事業分野の企業の社外役員の経験等に基づく知見により、客観的かつ専門的な視点から当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督など社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけると考えられますので、社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
- (2) 同氏が東京海上日動火災保険株式会社の社外監査役在任中の平成19年3月に、保険金の不適切な不払いを理由として、金融庁から業務の一部停止命令を含む行政処分を受けました。同氏は、事前には、当該事実を認識しておりませんでした。また、事後には、同社監査役会及び取締役会において、社外の視点から再発防止に向けた提言等を行いました。
- (3) 第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、また、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応プラン(買収防衛策)継続の件

当社は、第114期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた上で、「当社株式の大量買付行為に関する対応プラン(買収防衛策)」(以下、「現行買収防衛策」といいます。)を継続いたしました。

その後も、当社取締役会は、買収防衛策に関する動向等を勘案しながら現行買収防衛策について検討を進めてまいりました結果、平成21年4月27日開催の取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、現行買収防衛策の一部を変更した上で継続することを決定いたしました。(以下、変更後の買収防衛策を「本買収防衛策」といいます。)

本買収防衛策につきましても、当社株式の大量買付者に対して、十分な情報提供及び適切な評価期間を要請することにより株主の皆様が適切な判断を行えるようにするためのルールを定めるものであり、大量買付行為そのものを阻害したり、大量買付行為に応じるか否かについての株主の皆様のを奪うものではありません。

本買収防衛策の内容は、本頁から57頁に記載しておりますが、現行買収防衛策からの変更の概要は以下のとおりです。

対抗措置の取り扱いについて、大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合や大量買付行為が企業価値・株主共同の利益を毀損すると判断される場合であっても、当然に対抗措置を発動するのではなく、大量買付者との交渉による解決の余地を広げることといたします。

特別委員会の構成を「社外取締役、社外監査役及び外部の有識者の中から選任される3名以上の委員」とし、柔軟な選任を可能といたします。

その他、読み易さを考慮した構成への変更や株券電子化に伴う記載の修正を行っております。

つきましては、本買収防衛策の継続についてご承認をお願いしたいと存じます。

(本買収防衛策の内容)

当社株式の大量買付行為に関する対応プラン(買収防衛策)

・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

会社の財務及び事業の方針の決定を支配することを目的として、対象会社の取締役会の賛同を得ないで行われる株式の買付行為の中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、顧客、取引先、従業員等のステークホルダーの利益を損なうことにより、結果的に企業価値を損なうもの、株主の皆様が株式の売却を強要するおそれのあるもの、買付行為の内容や買付者について十分な情報を提供しないもの、対象会社の取締役会が買付行為の内容を検討した上で代替案を提供するための時間的余裕を提供しないものなど、不適切なものもあり得ます。

特に当社グループのように製造業を営む企業にとっては、先端技術や製造技術を自社内で開発し、活用することが企業価値・株主共同の利益の確保・向上に必要不可欠と

なりますが、研究開発の成果を事業化するまでには、数年から数十年という長い期間を必要とする場合もあり、また、この間に顧客、取引先、従業員等のステークホルダーとの良好な協力関係を構築することも欠かすことができません。従って、中長期的な視点に基づいた経営への取り組みこそが当社グループの企業価値を最大化する上で必須となります。

当社取締役会は、当社グループの買収を企図した当社取締役会の賛同を得ない当社株式の買付行為であっても、これに応じるか否かは、最終的には当社株主の皆様において判断されるべきものであると考えておりますが、上記のような不適切な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではなく、当社グループの企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあると考えており、このような不適切な買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することも必要であると考えております。

・ 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、 ． に記載するもののほか、以下の取り組みを行っております。

1．中長期的な経営戦略に基づく取り組み

当社グループは、「誠意と創意」の経営信条の下、常に時代を先取りする独自商品の開発を通じて、企業価値の向上に努めるとともに、社会への貢献を果たしてきました。

今後も当社グループは、先進のエレクトロニクス技術を駆使した独自デバイスと特長商品を創出することが、「価値あるオンリーワン企業」として、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えております。

こうした考えのもと、当社グループは、創業100周年に当たる2012年に向けたビジョンとして、「世界No.1の液晶ディスプレイで真のユビキタス社会を実現する」と、「省エネ・創エネ機器を核とした環境・健康事業で世界に貢献する」の2つを定め、これらの実現に向けた積極的な事業活動を展開し、企業価値増大に努めております。

一方、現下の世界同時不況下のような厳しい経営環境でも収益が確保できる体制をめざし、経営体質の最適化を行う「緊急業績改善対策」及び投資効率の最大化とキャッシュ・フロー改善をめざす「新たなビジネスモデルの導入」を推進しております。

「緊急業績改善対策」では、工場再編による生産の効率化と堺の液晶パネル新工場の稼働開始による液晶事業の収益改善、太陽電池など重点事業分野等への人員シフト、中国など新興国市場での事業拡大のためのマーケティングや販売体制の強化のほか、総経費削減の徹底により経営体質の最適化をめざします。

「新たなビジネスモデルの導入」については、抜本的な収益構造の転換を図るため、事業における前半工程の現地化に向けた取り組みや、世界の有力現地企業とのアライアンスにより、消費地でのバリューチェーンの確立を推進し、設備投資資金の回収リスクや為替リスクを極小化するビジネスモデルの構築を図ってまいります。当社グループあげて、これら経営施策の展開を加速させ、さらなる企業価値増大に努めてまいります。

2. 利益還元についての取り組み

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当の維持を基本としながら、連結業績と財務状況並びに今後の事業展開等を総合的に勘案し、配当などの株主還元を実施しており、今後とも連結での配当性向30%を目処に積極的な利益還元に努めてまいります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みを、次のとおりといたします。

当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、次に掲げる買付行為に関するルール（以下、「大量買付ルール」といいます。）を設定し、これらの買付行為を行おうとする者に対して大量買付ルールの遵守を求め、これを遵守しない場合など、一定の場合において、相当と認められる対応を行うこと。

- ・当社取締役会の事前の賛同を得ない特定株主グループ^(注)の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為
- ・結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（以下では、これらの買付行為を「大量買付行為」といい、そのような買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。また、1. から4. に記載する当社株式の大量買付行為に関する対応プランを「本プラン」といいます。）

(注) 特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）又は当社の株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

1. 本プランの必要性

当社取締役会は、当社株式の大量買付行為が行われる場合、これに応じるか否かについては、最終的には当社株主の皆様において判断されるべきものであると考えておりますが、株主の皆様が適切な判断を行うためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から以下のような事項について必要かつ十分な情報が提供される必要があると考えております。

- ・大量買付行為が当社グループに与える影響や大量買付者が考える当社グループの経営方針、事業計画の内容
- ・顧客、取引先、従業員等の当社グループのステークホルダーへの影響
- ・当社取締役会の当該大量買付行為に対する意見や代替案など

このため、当社取締役会は、大量買付行為が行われる際の一定の合理的なルールを設定しておくことが不可欠であると考えます。

2. 大量買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大量買付ルールとは、(1)事前に大量買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、(2)当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大量買付行為を開始する、というものです。具体的には以下のとおりです。

(1) 大量買付情報の提供

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合は、まず当社宛に、大量買付ルールを遵守する旨並びに大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大量買付行為の概要を明記した書面（以下、「大量買付ルール遵守表明書」といいます。）を提出していただきます。

当社は、大量買付ルール遵守表明書の受領後5営業日以内に、株主の皆様の判断及び当社取締役会の意見形成のために、大量買付者に対して具体的な大量買付行為の内容に関する情報や大量買付者に関する必要かつ十分な情報（以下、「大量買付情報」といいます。）のリストを当該大量買付者に交付し、速やかに当該リスト記載の情報を当社に提供していただくこととします。

大量買付情報の内容を以下に例示しておりますが、これらに限定されるものではありません。

- (a) 大量買付者及びそのグループの概要（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、過去の買収及び大量買付行為の履歴、当社の事業と同種の事業についての経験等を含みます。）
- (b) 買付目的、方法及び内容（買付対価の種類・算定根拠、買付資金の裏付け、買付時期、取引の仕組み等を含みます。）
- (c) 大量買付者に対する資金提供者の概要（具体的名称、資本構成等を含みます。）
- (d) 大量買付完了後に意図する当社グループの経営方針及び事業ごとの詳細な中長期計画、資本政策、財務政策、配当政策
- (e) 当社グループの企業価値・株主共同の利益を持続的に向上させるための特許、ブランド等の活用施策及びその根拠
- (f) 大量買付完了後に予定する当社グループのステークホルダー（顧客、取引先、従業員、地域社会等）の処遇の変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大量買付者から提供していただいた情報を精査し、当初提供していただいた情報だけでは不十分であると考えられる場合には、必要かつ十分な情報が揃うまで追加の情報提供を求めます。

当社取締役会は、大量買付ルール遵守表明書を受領した場合及び大量買付者による大量買付情報の提供が完了したと判断した場合、適時適切な方法によりその旨を開示いたします。また、大量買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大量買付情報について、当社株主の皆様判断のために必要であると認める事項を、一般的に適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。

(2) 取締役会評価期間の確保

当社取締役会は、大量買付情報の受領完了後、対価を円貨のみとする場合は60日間、対価を円貨以外とする場合は90日間を取締役会による評価、検討、交渉、

意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるものとし、大量買付行為は、取締役会評価期間の満了後にのみ開始されるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、弁護士、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士等の外部専門家の助言を受けつつ、提供された大量買付行為の内容に関する情報を十分に評価・検討し、3.に定める特別委員会の勧告を最大限尊重して、取締役会としての意見を慎重に取りまとめます。また、適時の情報開示に留意しながら、必要と判断される場合には、大量買付行為の内容を改善するよう大量買付者と交渉いたします。

3. 特別委員会の設置

当社取締役会による大量買付行為の検討・対抗措置の発動にあたっては、社外取締役、社外監査役及び外部の有識者の中から選任される3名以上の委員により構成される特別委員会が、大量買付行為の是非及び対抗措置の発動の可否を慎重に審査し、当社取締役会に勧告します。

当社取締役会は、この勧告を最大限尊重し、4.に定める対抗措置の取り扱いを最終決定いたします。

なお、特別委員会規則の概要及び特別委員会委員は別添1のとおりです。

4. 対抗措置の取り扱い

(1) 大量買付者が大量買付ルールを遵守し、大量買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではないと判断された場合

当社取締役会は、対抗措置を発動しないものとします。

(2) 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、大量買付者が大量買付ルールを遵守せずに買付行為を開始した場合又は大量買付ルールを逸脱した場合は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保するため、株式分割、新株予約権の無償割当て等、その時点の法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置を発動することがあります。具体的な対抗措置及びその条件については、その時点で相当と認められるものを選択します。

具体的対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別添2に記載のとおりとします。

なお、新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがあります。このほか、発行時の状況により、別添2に定める条件と異なる条件を定める場合があります。

(3) 大量買付者が大量買付ルールを遵守するも、大量買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうと判断された場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合でも、以下のような場合には、当社取締役会は、大量買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと判断いたします。

当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合。

当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要不可欠な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を大量買付者やそのグループ会社に譲渡させる等、いわゆる焦土化目的があると判断される場合。当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合。

当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの資産を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合。

その他上記に準じる場合で、当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと判断される場合。

当社取締役会は、上記と判断される大量買付行為が開始された場合には、(2)と同様の対抗措置を発動することがあります。

(4) 対抗措置発動の中止について

対抗措置の発動を決定した後、大量買付者から必要かつ十分な情報の提供があり、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資すると特別委員会が勧告し、当社取締役会が判断した場合は、対抗措置を取り止めます。

・本プランが株主及び投資家の皆様に与える影響等

1. 本プランの導入時において株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時においては、株式分割及び新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接、具体的な影響が生じることはありません。

2. 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

大量買付者に対して対抗措置を発動する場合は、状況に応じて株主及び投資家の皆様に適時適切な情報開示を行うとともに、大量買付者以外の株主及び投資家の皆様に不利益を与えないよう十分に配慮いたします。

但し、4.(4)に記載のとおり、対抗措置の発動決定後においても、状況により発動を取り止めることがあります。具体的対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行することとした場合において、この発動を取り止めた場合又は割当ての後にすべての新株予約権を当社が取得した場合は、一株当たりの株式の価値の希釈化が生じませんので、希釈化が生じることを前提として売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

3. 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要となる手続

当社が株式分割や新株予約権の無償割当てを行う場合、その手続等について適時適切な方法によりお知らせします。

・本プランが基本方針に沿うものであること、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではないこと及び当社従業員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当社取締役会は、本プランは、 に記載の基本方針に沿うものであり、以下の理由から、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社従業員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

1．本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会の評価期間が経過した後にのみ当該大量買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大量買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しております。

また、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく損なうような不適切な大量買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することがあることを明記しております。

このように本プランは、基本方針の考えに沿って設計されたものであるといえます。

2．本プランが当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、基本方針の考え方並びに平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」による3原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）及び東京証券取引所の適時開示規則に定められた買収防衛策導入時の尊重義務（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）に沿って設計され、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の代替案の提示を受ける機会の提供をルール化しております。これにより、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本プランが当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランの発効・継続が当社株主の皆様への承認を条件としており、当社株主が望めば本プランの廃止も可能であることは、本プランが当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

3．本プランが当社従業員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、不適切な大量買付行為に対して、当社取締役会が対抗措置を発動する場合は事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本プランの規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本プランの発効を行うことはできず、当社株主の皆様への承認を要します。

また、大量買付行為に関して当社取締役会が評価、検討、代替案の提示、大量買付者との交渉又は対抗措置の発動を行う際には、外部の専門家等からの助言を得るとともに、当社経営陣から独立した3名以上の委員により構成される特別委員会の勧告を最大限尊重するものとし、特別委員会は、当社取締役の利益を図ることを目的とした助言・勧告を行ってはならないこととしております。このように本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

以上から、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

．その他

1．本プランの継続決定に至る経緯

本プランは、平成21年4月27日開催の当社取締役会において、平成21年6月23日開催予定の当社第115期定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として、従前のものを見直し、継続することを決定しました。なお、社外監査役3名を含む4名の監査役全員から、本プランは妥当であるとの意見表明がありました。

2．本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、平成21年6月23日開催予定の当社第115期定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として、当該定時株主総会終結時から平成22年6月30日までに開催される第116期定時株主総会終結の時までとします。但し、第116期定時株主総会において本プランの継続が承認された場合、かかる有効期間は次期の定時株主総会終結の時まで延長されるものとします。

本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。また、有効期間中に本プランの基本的考え方に反しない範囲内で、買収防衛策に関する法改正や証券取引所規則の改正等を踏まえ、必要に応じて本プランを見直すことがあります。当社は、本プランが継続、廃止又は変更された場合には速やかに開示いたします。

以 上

別添1：特別委員会の概要

1. 特別委員会規則の概要

- ・特別委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・特別委員会の委員（以下、「委員」という。）は3名以上とし、当社及び当社の業務を執行する取締役から独立した社外取締役、社外監査役及び外部の有識者の中から取締役会が選任する。
- ・委員の任期は1年間とする。但し、期間終了の1か月前までに当社又は委員から相手方に別段の書面による通知をしない限り、更に1年間自動的に延長されるものとする。
- ・特別委員会は、取締役会の諮問を受けて、以下の各号に記載される事項について審査し、その結果を当社取締役会に助言又は勧告する。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置に関する決定を行うものとする。
なお、各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点からのみこれを行い、自己又は取締役その他の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - 対抗措置の発動の可否
 - 取締役会が予定する対抗措置の当否
 - 対抗措置の中止の要否
 - 前三号に準じる重要な事項
 - その他、取締役会が特別委員会に諮問した事項
- ・特別委員会は、必要があると判断したときは、当社の費用負担により、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家の意見を求めることができる。
- ・特別委員会は、原則として、委員全員が出席して開催するものとする。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、委員総数の過半数の出席により開催することができる。
- ・特別委員会の決議は、委員総数の過半数に相当する委員の同意をもってこれを行う。

2. 特別委員会委員

| | |
|-----------------|----------------------------|
| 矢嶋 英敏（やじま ひでとし） | 昭和10年1月25日生 |
| 略 歴 | 株式会社島津製作所取締役 |
| | 同 常務取締役 |
| | 同 専務取締役 |
| | 同 代表取締役社長 |
| | 同 代表取締役会長、現在に至る。 |
| | 当社アドバイザーボードメンバー、 現在に至る。 |

- | | |
|---|--|
| <p>加護野 忠男（かごの ただお） 略 歴 昭和63年11月 平成10年4月 平成11年4月</p> | <p>昭和22年11月12日生 神戸大学経営学部教授 同大学経営学部長 同大学大学院経営学研究科教授、 現在に至る。</p> |
| <p>中門 弘（ちゅうもん ひろし） 略 歴 昭和60年9月 昭和63年7月 平成3年1月 平成4年12月 平成9年12月 平成15年6月</p> | <p>昭和12年3月8日生 茨城県警察本部長 警察庁刑事局長 大阪府警察本部長 公害健康被害補償不服審査会委員 財団法人競馬保安協会理事長 当社監査役（社外監査役）現在に至る。</p> |
| <p>平山 信次（ひらやま しんじ） 略 歴 平成13年6月 平成14年6月 平成16年6月 平成17年6月 平成18年3月 平成20年6月</p> | <p>昭和23年6月4日生 株式会社富士銀行執行役員福岡支店長 みずほアセット信託銀行株式会社専務 取締役 みずほ信託銀行株式会社専務取締役 みずほ情報総研株式会社専務取締役 （平成20年6月退任） みずほ証券株式会社監査役 （平成20年4月退任） 当社常勤監査役（社外監査役） 現在に至る。</p> |
| <p>夏住 要一郎（なつずみ よういちろう） 略 歴 昭和50年4月 平成20年6月</p> | <p>昭和24年3月4日生 弁護士登録、色川法律事務所入所、 現在に至る。 当社監査役（社外監査役）現在に至る。</p> |

なお、平成21年6月23日開催予定の第115期定時株主総会において、新任取締役候補者の伊藤邦雄氏が当社取締役（社外取締役）に選任された場合、同日付をもって同氏を特別委員会委員に選任する予定です。また、平山信次氏は、同株主総会終結の時をもって特別委員会委員を退任されます。

新任取締役（社外取締役）候補者の略歴等は次のとおりです。

- | | |
|---|--|
| <p>伊藤 邦雄（いとう くにお） 略 歴 平成4年4月 平成14年8月 平成16年12月 平成18年7月 平成18年12月</p> | <p>昭和26年12月13日生 一橋大学商学部教授 同大学大学院商学研究科長・商学部長 同大学副学長・理事 当社アドバイザーボードメンバー、 現在に至る。 一橋大学大学院商学研究科教授、 現在に至る。</p> |
|---|--|

以 上

別添 2：新株予約権の概要

1．新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定め公告する基準日における最終の株主名簿に記載された当社以外の株主に対し、その所有株式 1 株につき 1 個の割合で新株予約権を無償で割当てる。

2．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は 1 株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。また、当社の発行済株式総数の変更により、対象株式数の調整を行うことがある。

3．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は 1 円を下限として当社株式の 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める額とする。

4．新株予約権の行使条件

議決権割合が 20% 以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定める。

5．新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

6．当社による新株予約権の取得

当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。なお、上記 4．の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定める。

7．新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他の必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以 上

以 上

インターネットによる議決権行使について

1. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承ください事項

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、行使いただきますよう、お願い申し上げます。

- 1) インターネットによる議決権行使は、当社が指定するインターネットウェブサイト(下記URLをご参照ください。)をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。インターネットにより、議決権を行使される場合は、本書と同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」が必要となります。
- 2) 今回ご案内する議決権行使コード及びパスワードは、本総会に關してのみ有効です。次の総会の際には、新たに議決権行使コード及びパスワードを発行いたします。
- 3) インターネットに關する費用(プロバイダー接続料金・通信料金等)は、株主様のご負担となります。

2. インターネットによる議決権行使の具体的方法

- 1) 当社指定のURL「<http://www.it-soukai.com/>」にアクセスしてください。(<https://daiko.mizuho-tb.co.jp/> からのアクセスも可能です。)

行使期間中の午前3時～午前5時は、上記URLにアクセスすることができませんので、ご了承ください。

バーコード読取機能付の携帯電話を利用して、次の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることが可能です。なお、操作方法の詳細はお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



- 2) 議決権行使コード及びパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。
議決権行使コード及びパスワードは、本書と同封の議決権行使書用紙右下に表示しております。
- 3) 画面の案内に従つて、議案に対する賛否をご入力ください。

3. ご利用環境

- 1) パソコンをご利用の場合

パソコン

Windows®機種

(PDA、ゲーム機には対応していません。)

| | |
|-----------|------------------------------------|
| ブラウザ | Microsoft® Internet Explorer 5.5以上 |
| インターネット環境 | プロバイダーとの契約などインターネットが利用できる環境 |
| 画面解像度 | 1024×768以上をご推奨いたします。 |

2) 携帯電話をご利用の場合

| | |
|------|---|
| 携帯電話 | 128bitSSL通信（暗号化）が可能な機種 「iモード」、「EZweb」、「Yahoo!ケータイ」の いずれかのサービスを利用できることが必要 です。 (一部ご利用いただけない機種がございます。) |
|------|---|

* Microsoft、Windowsは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

* 「iモード」は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの登録商標です。

* 「EZweb」は、KDDI株式会社の登録商標です。

* 「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の登録商標又は商標です。

* 「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

4. セキュリティーについて

行使された情報が改ざん・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また、議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード及びパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当社から株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

5. お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使に関するパソコン、携帯電話の操作方法等についての専用お問い合わせ先

- みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
- ・電話番号 0120 - 768 - 524（フリーダイヤル）
 - ・受付時間 土日休日を除く 午前9時～午後9時

以上

株主総会会場ご案内略図



グランキューブ大阪
(大阪府立国際会議場)



〔最寄り駅〕

- 京 阪 中 之 島 線 「中之島駅 大阪国際会議場」、番出口すぐ
- J R 大 阪 環 状 線 「福島駅」改札口（1か所）から徒歩約15分
- J R 東 西 線 「新福島駅」番出口から徒歩約12分
- 阪 神 本 線 「福島駅」番出口から徒歩約12分

お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

なお、京阪中之島線の開通に伴い、本年からJR大阪駅及び大阪市営地下鉄なんば駅と会場間の送迎バスは運行いたしませんのでご注意ください。